

2008年3月7日

第12回全国情報公開度ランキング 第2次採点のお問い合わせ

全2枚(本送信紙を含む)

全国市民オンブズマン連絡会議

事務局長 弁護士 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41 リブビル6階

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

情報公開度ランキング担当者 御中

前略

毎年全国市民オンブズマン連絡会議が行う「全国情報公開度ランキング」にご協力頂き大変ありがとうございます。

さて、3月3日までに第1次採点へのご意見をご送付頂きありがとうございました。自治体・各オンブズから頂いた、全部で102件・143項目にも及ぶ貴重なご意見ほぼ全てに対し、当方の再検討の結果を送付させて頂きました。

さらに、ユニーク情報公開制度のご応募ありがとうございました。15自治体に5ポイントを付けましたのでご確認下さい。なお、各自治体からご応募がございましたユニーク情報公開制度につきましては、集計してネット上で公開させて頂く予定です。

それらを踏まえた第2次採点結果ができましたので貴自治体に送付致します。万が一当方の再検討の結果が評点に反映されていない場合にのみ、3月12日(水)13時まで下記の連絡先までお知らせ頂きますと幸いです。

草々

【送付内容】

- ・お問い合わせ(本紙) 1枚
- ・貴自治体の第2次採点結果 1枚

【別途メール送信】<http://www.ombudsman.jp/rank/080307.pdf> でも読めます。

- ・採点基準案 3枚

【変更点】再就職情報：局長級のみ把握・公開 各1ポイント

議運傍聴：傍聴申し込みの事例はないが、申し込みがあれば議運に諮って可能の場合

6ポイント 傍聴定員なし 条例等で常任委員会と同様に位置づけられており、常任委員会で傍聴が行われている

4ポイント 傍聴人数制限あり 条例等で常任委員会と同様に位置づけられており、常任委員会で傍聴が行われている

1ポイント 傍聴人数制限あり 諸規定での議運の位置付けが常任委員会等とは別になっている、または常任委員会でも傍聴が行われた事例がない

- ・ユニーク情報公開制度(解説) 5枚
- ・ユニーク情報公開制度 一覧表 14枚

【今後の予定】

- ・3/18(火) マスコミ・自治体にランキング完成版をメールで送付
- ・3/21(金) 午後2時 ランキング記事解禁(<http://www.jkcc.gr.jp/>で公開します)

2次採点に関する送り先 FAX 052-953-8050

(TEL 052-953-8052 office@ombudsman.jp 担当：内田)

この調査についての集約担当 内田

第12回全国情報公開度ランキング採点基準(案) 08/3/7案

交際費	15ポイント	交際相手情報	首長・部(局)長交際費のうち、公開度の低い方	12ポイント	相手方の個人名まで全面公開	病気見舞いの個人名まで原則開示	
				10ポイント	一部の個人名のみ非公開	病気見舞いは一部非開示	
				7ポイント	非個人の公開+個人名のほとんどが公開	病気見舞い以外の個人名はすべて開示	
				2ポイント	非個人の公開+個人名の一部の公開	個人は相手により開示、一部非開示	
				2ポイント	非個人の公開+個人名の非公開	法人・団体名のみ開示	
				0ポイント	非個人の一部の公開(個人一部公開も含む)	法人・団体名も一部非開示	
				0ポイント	全面非公開		
		ネット(首長情報)	3ポイント	インターネット上でも紙情報と同様のものが開示される			
			1ポイント	個人名は開示されないが、その他はすべて紙情報と同様のものが開示される			
			0ポイント	合計金額のみ、または不存在。			
再就職情報	24ポイント	平成18年度に退職した本庁課長級以上の再就職一覧表		全部把握かつ全部公開	一部把握または一部公開	局長級のみ把握・公開	全部非公開・全く把握していない
			退職者氏名	6ポイント	3ポイント	1ポイント	0ポイント
			退職時役職名	6ポイント	3ポイント	1ポイント	0ポイント
			再就職先団体名	6ポイント	3ポイント	1ポイント	0ポイント
			再就職先役職名	6ポイント	3ポイント	1ポイント	0ポイント
			※2ポイント	全退職者のうち、「外郭団体」「公益法人」「民間」にそれぞれ何人が再就職したかを把握して公開している場合			
予算	10ポイント	平成20年度当初予算スケジュール	10ポイント	編成日程の具体的日にちと手続の詳細が分かる			
			5ポイント	編成日程の具体的日にちは分かるが、手続の詳細は抽象的			
			1ポイント	編成日程が抽象的、手続の詳細も抽象的			
			0ポイント	非公開・不存在			
平成18年度政務調査費	30ポイント	活動成果の記載	5ポイント	政務調査費による活動成果、活動内容の記載がある			
			2ポイント	簡単な(数行程度の)政務調査費による活動成果、活動内容の記載がある			
			0ポイント	政務調査費による活動成果、活動内容の記載がまったくない			
		あるか否か、細かい集計記載の内容	10ポイント	支出年月日・金額・債権者名・具体的な支出内容が記載された支出内訳がある			
			6ポイント	支出年月日・金額・内容について支出内訳の記載があるが、債権者名・具体的な支出内容の記載はない			
			3ポイント	科目の内訳について概要・金額の記載があるが、支出年月日などによる特定はない			
			1ポイント	科目内訳について概要の記載があるが、内訳金額の記載はない(多くは、報告書の備考欄記載)			
			0ポイント	科目別の合計のみで、何らの内訳の記載がない			
		証拠書類等の添付	10ポイント	領収書等が徴収不可能なものを除き、ほとんどの支出について債権者の領収書がある			
			8ポイント	多くの支出について領収書の添付があるが、領収書の徴収が可能である支出について自己証明で代えているものなどがある			
	3ポイント		部分的な科目あるいは一定金額以上について領収書等が添付されている、あるいは、ほとんどの証拠資料が会派と議員間の支払証明などの自己証明であるもの				
	0ポイント		何ら支出を証明するものが添付されていない				
	視察報告書の有無	5ポイント	視察研修について詳しい報告が添付されている				
		2ポイント	視察研修について簡単な報告が添付されている				
		1ポイント	視察研修についてスケジュールは分かるもの				
		0ポイント	何も分からないもの				

議会運営委員会傍聴	直接傍聴	6ポイント	傍聴定員なし	傍聴申し込みの事例はないが、申し込みがあれば議運に諮って可能	条例等で常任委員会と同様に位置づけられており、常任委員会で傍聴が行われている
			傍聴人数制限あり	別室でモニター傍聴可	直接傍聴で会議室に入れなかった傍聴希望者が、別室でモニター視聴可
				別室でモニター傍聴不可	傍聴可・定員が10名前後以上で定員超過への対応で弾力的な運用が行われている
		別室でモニター傍聴不可		傍聴可・定員が6名以下	
		傍聴申し込みの事例はないが、申し込みがあれば議運に諮って可能		条例等で常任委員会と同様に位置づけられており、常任委員会で傍聴が行われている	
		1ポイント	直接傍聴不可	別室でモニター傍聴可	諸規定での議運の位置付けが常任委員会等とは別になっている、または常任委員会でも傍聴が行われた事例がない
				付託された請願・陳情の審査がある場合のみ一般傍聴可	
	0ポイント	直接傍聴不可	別室でモニター傍聴不可		
			付託された請願・陳情の審査がある場合のみ請願・陳情提出者が傍聴可		
	配付資料	4ポイント	傍聴者が配付資料を審議傍聴中に見ることができる	配布・貸与・限定部数設置を問わず、審議資料一式を見られる	
				審議資料の一部(請願、陳情文書表など)を配布	
				委員会開催前に委員会所管部や議会事務局などで審議資料一式のコピー可(開催前に限る)	
				モニター視聴のみの場合で、審議資料を一部モニター室に設置したり、希望者に配布	
		0ポイント	傍聴者が審議傍聴中に配布資料を見ることができない		
	議会運営委員会 紙議事録	議事録内容	4ポイント	議論の経過が公開されている	
			2ポイント	議論の結果が公開されている	
0ポイント			テーマしか分からない、非公開。		
議事録氏名		1ポイント	発言者(委員長、当局説明者を除く)の氏名の記載がある		
		0ポイント	発言者(委員長、当局説明者を除く)の氏名の記載がない		
議会運営委員会 web議事録	議事録内容	4ポイント	議論の経過がweb上で公開されている		
		3ポイント	請願、陳情が付託された会議に限って経過、結果を掲載		
		2ポイント	議論の結果しかweb上で公開されていない		
		0ポイント	テーマしか分からない、非公開。		
	議事録氏名	1ポイント	発言者氏名がweb上で公開		
		0ポイント	発言者氏名がweb上非公開		

県警	15 ポイント	捜査一課 県費捜査 平成18年度 報告費	摘要欄	5ポイント	摘要が分かる		
				0ポイント	摘要が分からない		
			領収書	4ポイント	領収書が開示される		
				0ポイント	領収書が開示されない		
			支払金額	6ポイント	日ごとの各支出額が分かる		
				2ポイント	月ごとの支出額が分かる		
				1ポイント	年の支出額が分かる		
				0ポイント	年の支出額が分からない		
県警再就職情報	24 ポイント	平成18年度に退職した 警部以上の 再就職一覧表		全部把握かつ 全部公開	一部把握または 一部公開	全部非公開・ 全く把握していない	
			退職者氏名	6ポイント	3ポイント	0ポイント	
			退職時役職名	6ポイント	3ポイント	0ポイント	
			再就職先団体名	6ポイント	3ポイント	0ポイント	
			再就職先役職名	6ポイント	3ポイント	0ポイント	
			※2ポイント	全退職者のうち、「外郭団体」「公益法人」「民間」にそれぞれ何人が再就職したかを把握して公開している場合			
6 ポイント	(首長 可能な 情報公開 請求 局人)	6ポイント	何人も情報公開請求可能				
		4ポイント	広義住民以外の人には、理由を書けば情報公開請求可能(条例に記載あり)				
		0ポイント	広義住民のみ情報公開請求可能				
10 ポイント	コピー代	10ポイント	1枚1円～10円				
		5ポイント	1枚11円～20円				
		0ポイント	1枚21円以上				
5 ポイント	ユニークな 情報公開 制度	5ポイント	他自治体にはないユニークな制度を持ち、市民にとって利便性があるもの(加点方式)				
失格 閲覧 手数料	都道府県		東京・香川				
	政令指定都市・中核市		なし				
ポイント計		159ポイント	(政令指定都市および中核市は120ポイント、任意参加市は115ポイント)				

ユニーク情報公開制度（解説） 2008/03/07

ユニーク情報公開ランキングについて

全国市民オンブズマン連絡会議が毎年行ってきた「全国情報公開度ランキング」は全国の都道府県・政令市などにご協力いただいていたのですが、実は、これまで回答の中に、「うちの自治体ではこういう努力をしているが、全国市民オンブズマン連絡会議では評価しないのか」という、抗議とも要望ともとれる指摘がときどきありました。今年の調査の中にもいくつかありました。このような意見に応えようということで、今回、急遽、ユニーク情報公開制度を新たな採点項目とすることにしました。配点は5点としました。

急遽、追加で加わった項目ということもあって、地元住民などによる利用実態をはじめとする多面的な検討はできませんでした。判定委員会の委員のこれまでの情報公開制度の利用経験などから見た比較評価になっています。

多くの自治体が知恵を絞って情報公開に積極的に取り組んでいる現状を改めて実感しました。

今回、得点できなかった自治体の制度について、判定委員会が評価しなかったということではありません。その点は誤解のないように。積極的な姿勢に対する的確な評価はだれよりも地元住民のみなさんがしているはずです。自治体ではその手応えこそを大事にしてください。

回答状況

判定委員会では、回答はごく少数に止まるのではないかという漠然とした予測を立てていましたが、予測はまったく裏切られました。うれしい誤算です。

都道府県については、46都道府県中28道府県（61%）からユニーク情報の提供がありました。

北海道、岩手県、山形県、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、岐阜県、石川県、福井県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、鹿児島県、熊本県、佐賀県、長崎県

また、政令指定都市では17中9（53%）、中核市では35中7（20%）からユニーク情報の提供がありました。

政令指定都市：札幌市、新潟市、静岡市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市
北九州市、福岡市、
中核市：宇都宮市、船橋市、岐阜市、岡崎市、岡山市、倉敷市、高松市

評 価

判定委員会で5点をつけた制度のある自治体は、以下の15自治体でした。

都道府県：群馬県、神奈川県、岐阜県、京都府、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、
佐賀県、熊本県、鹿児島県
政令市：静岡市、大阪市、福岡市
中核市：船橋市
その具体的な内容は以下のとおりです。

【群馬県】

既公開文書については、条例上、情報公開請求手続を経ずに、閲覧・写しの交付を求めることができる。

【神奈川県】

- ①既公開文書は、県政情報センターに5年間配架し、だれでもコピーできる。
- ②公開請求に対して、実施機関が非公開と判断した場合、『公開請求に対する諾否決定等に係る内部調整要綱』に基づいて、決定前に当該室課所長は情報公開課長と事前に協議することとしている。

☆実施機関は法制度上は一体の存在だが、実際には各課によって考え方が異なる。情報公開制度については担当課以外は的確な解釈ができるとは限らない。非公開決定前に情報公開課が制度上関与することによって、情報公開課にとって意外な非公開決定が出ることを予防することができる。これは情報公開請求者側からは見えにくい内情であるが、請求者にとっても不服申立てや訴訟を少なくする契機になるという意味で有益な仕組みである。

【岐阜県】

①公金支出のインターネットによる徹底公開（公安委員会（警察本部）の交際費執行状況も公表）。

②会計書類の保存期間の延長。

③随意契約に至った理由をインターネット上で公表。

☆HPを見ると、公安委員会（警察本部）の交際費執行状況は「執行実績なし」が続いているが、公安委員会・県警本部を県の他の機関と区別することなく公開・公表しようとする方向性は評価できる。

☆住民の情報公開請求が増えてから会計文書の保存期間について極端な短縮化が自治体でも国の行政機関でも流行っている。その中で、公金の使途について住民への説明責任を重く考えて保存期間を長くすることは、政策姿勢として高く評価できる。

☆自治体が外部と結ぶ契約を常に競争入札にすることは現実的でない。しかし、随意契約が安易に広がることも望ましいことではない。随意契約の理由をHPで公表することは、だれからの批判をも受けるという覚悟を示すものとして評価できる。的確な批判は誠実に受け止め、随意契約のあり方の改善に役立てることを期待したい。

【京都府】

情報公開事務取扱要綱により、既に公開した情報と同一の内容が記録された情報や、府情報公開条例に規定する非公開情報に該当しないことが明らかな情報については、実施機関が積極的に情報提供することになっている。

【鳥取県】

①全部開示決定以外はすべて知事決裁。

②HPで、予算編成過程、口利き情報、県民からの意見と回答、職員名簿（所属、職名、氏名、電話番号、メールアドレス等）、職員処分情報（職員の所属、処分事案の概要、再発防止策等）を公表。

☆鳥取県の情報公開度の高さは知事の情報公開制度に対する意識の高さを反映している。知事の見識がはっきり出る仕組みとしておもしろい。

☆予算編成過程の情報公開レベルは高い。

☆行政に対して積極的に発言して行こうとする住民に配慮したHP作りを志向している。

【香川県】

情報公開条例施行規則により、従前から全部公開決定がなされている行政文書など、公開請求のあった行政文書の全部を請求書が提出された日に公開することができるときは、公開決定通知書を作成しないで口頭での公開決定を行うことにより、即日で閲覧・写しの交付が受けられるようにしている。

【愛媛県】

他県では公表されていないような原発関連情報もHPで公表。これは要領をみると、四国電力から県に通報される全情報を提供するもの。実際に公表されている情報をみると、かなり具体的になっている。

☆原発の安全性に関する地域住民の関心・利害はきわめて深刻である。この分野の情報公開度を高め、公開時期をなるべく早くすることは極めて重要である。

【高知県】

職務に対する働きかけの内容、念書・覚書をHPで公表。

☆働きかけ内容の公表制度は、国会議員・地方議員・地元有力者その他実際に行われている実際に影響力のあるものがすべて記録され公表されるとすれば、不当な圧力を排除する上で有意義である。

【佐賀県】

①開示文書を電子情報の形で無料でメール送信している。

②不服申立後、原則として90日以内に採決・決定を行う。

☆開示文書が無料、は情報公開請求する者にとってとても助かる。

☆不服申立の件数・難易度、審査会の開催回数などの諸事情があるにせよ、90日以内に答申が出るだけでなく、採決・決定まで出すという迅速さは、不服申立人にとってよいことである。

【熊本県】

開示に際して請求者によるカメラ撮影を認める。

☆デジタルカメラ撮影ができると、コピー代（1枚10円）もかからない！

【鹿児島県】

既公開文書は、県政情報センターに5年間配架し、だれでもコピーできる。

【静岡市】

公開請求が多いものについては、要綱等を定めるなど情報公開請求の手続きによることなく、所管課での情報提供に切り替え、より容易に情報が入手できるようにしている。

【大阪市】

既公開文書については、条例上、情報公開請求手続を経ずに、閲覧・写しの交付を求めることができる。

【福岡市】

- ①公開請求に対する公開決定等の期限を原則、公開請求があった日の翌日から起算して7日以内（休日は除く）と規定し、決定の迅速化を図っている。
- ②「実施機関が同一の公文書につき複数回公開請求を受けてその都度公開した情報であって、市民の利便又は行政運営の効率化に資すると認められるもの」の公表。

【船橋市】

開示された公文書は船橋市情報公開条例（平成14年3月29日条例第7号）第28条に基づき担当課の窓口でいつでも閲覧可能。

都道府県	回答内容														
北海道	<p>○開示請求方法について</p> <p>窓口での受付、郵送及びファクシミリによる請求のほか、北海道のホームページにおいて、知事部局の電子情報で管理する決定書及び報告書の標題等のデータを公開（毎月更新）しており、当該検索結果画面から、検索した公文書を特定し、引き続き開示請求することができます。</p>														
岩手県	<p>1 物品購入等に関する入札結果等の公表制度</p> <p>(1) 公表対象 物品の製造の請負又は物品の買入に係るもののうち、次に掲げるもの ア) 競争入札に係るもの イ) 予定価格が100万円を超える随意契約に係るもの</p> <p>(2) 公表方法 ア) 県庁及び各地方振興局等において入札（見積）調書の写しを閲覧に供している。 イ) インターネットで入札（見積）調書の写しを公表している。</p> <p>2 建設関連業務の入札契約等に関する情報の公表制度</p> <p>(1) 公表対象 設計額が100万円以上の建設関連業務委託の入札又は随意契約</p> <p>(2) 公表方法 ア) 県庁及び各地方振興局等において次の文書を閲覧に供している。</p> <table border="1" data-bbox="264 618 711 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 618 368 741"></th> <th data-bbox="368 618 488 741">入札執行後</th> <th data-bbox="488 618 592 741">当初契約締結後</th> <th data-bbox="592 618 711 741">金額の変更を伴う契約変更をした場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 741 368 1088">入札の場合</td> <td data-bbox="368 741 488 1088"> <ul style="list-style-type: none"> ・入札調書の写し（予定価格を除く。） </td> <td data-bbox="488 741 592 1088"> <ul style="list-style-type: none"> ・入札調書の写し ・設計金額の積算内訳書 ・設計業務等委託契約書の写し </td> <td data-bbox="592 741 711 1088"> <ul style="list-style-type: none"> ・設計業務等委託契約変更請求書又は変更契約書の写し ・設計金額の積算内訳書 ・契約変更理由書 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1088 368 1361">随意契約の場合</td> <td data-bbox="368 1088 488 1361" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="488 1088 592 1361"> <ul style="list-style-type: none"> ・見積調書の写し ・設計金額の積算内訳書 ・随意契約理由書 ・設計業務等委託契約書の写し </td> <td data-bbox="592 1088 711 1361"></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ) インターネットで次のものを公開している。</p> <p>○入札の場合：入札調書の写し、委託期間 ○随意契約の場合：見積調書の写し、契約の相手方、契約金額</p> <p>3 県営建設工事の請負契約に係る入札及び契約に関する情報の公表制度</p> <p>(1) 公表対象 設計額が250万円以上の工事に係る入札又は随意契約</p> <p>(2) 公表方法 入札（見積）調書の写し等を閲覧に供するとともに、インターネットで公表している。</p> <p>なお、一般競争入札又は条件付一般競争入札において、総合評価落札方式とした場合は、総合評価の審査結果（各入札者の入札額及び各技術評価点）も公表している。</p> <p>★別紙参考資料あり</p>				入札執行後	当初契約締結後	金額の変更を伴う契約変更をした場合	入札の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・入札調書の写し（予定価格を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札調書の写し ・設計金額の積算内訳書 ・設計業務等委託契約書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務等委託契約変更請求書又は変更契約書の写し ・設計金額の積算内訳書 ・契約変更理由書 	随意契約の場合	/	<ul style="list-style-type: none"> ・見積調書の写し ・設計金額の積算内訳書 ・随意契約理由書 ・設計業務等委託契約書の写し 	
	入札執行後	当初契約締結後	金額の変更を伴う契約変更をした場合												
入札の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・入札調書の写し（予定価格を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札調書の写し ・設計金額の積算内訳書 ・設計業務等委託契約書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務等委託契約変更請求書又は変更契約書の写し ・設計金額の積算内訳書 ・契約変更理由書 												
随意契約の場合	/	<ul style="list-style-type: none"> ・見積調書の写し ・設計金額の積算内訳書 ・随意契約理由書 ・設計業務等委託契約書の写し 													
	<p>1. 知事が自ら先頭に立って、積極的に情報公開を行っています</p> <p>(1) 知事記者会見 原則として毎日記者会見を実施し、その時その時に必要な情報を県民に発信しています。その状況を即日動画でネット配信するとともに、全内容を文字情報としてネットで公表しています。 会見回数 平成18年度：99回（全国1位（平成18年3月3日報道では2006年で96回）、平成19年度は2月18日現在で96回。） URL http://www.pref.yamagata.jp/governor/press_conference/</p> <p>(2) 出前知事室の実施 出前知事室では、知事が直接県内各地に出向いて各界各層の方々とざっくばらんに意見交換を行うとともに、県内各地域で活躍するグループ・団体等を訪問し、県民の「生の声」をお聞きし 平成17年度 27回 平成18年度 30回 平成19年度 24回 URL http://www.pref.yamagata.jp/governor/delivery/</p>														

都道府県	回答内容
山形県	<p>(3) 知事との夢未来トーク 知事が県内4つの地域すべてで、地域住民の方々と知事が直接本声で対話するもので、より多くの方々から各地域の課題についてご意見をいただくとともに、県政に対する理解を深めていた URL http://www.pref.yamagata.jp/governor/ichinichi</p> <p>2. インターネットによる情報の発信を進めています。</p> <p>(1) 知事交際費の公表 過去5年分の知事交際費に係る支出件数・支出区分・支出月日・支出金額及び支出の相手方・行事内容等(支出の相手方・行事内容については、病気見舞いの支出のうち、特に相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合をのぞく)について、ホームページ上で公開しています。 URL http://www.pref.yamagata.jp/governor/society_expenses/</p> <p>(2) 落札の状況の公表 行政の透明性の一層の向上を図るため、県発注に係る落札の状況について、ホームページ上で公開しています。 内容 ①県出納局発注の集中調達物品(印刷物): 毎月 ②県出納局発注の集中調達物品(印刷物以外で予定価格10万円を超えるもの): 毎月 ③建設工事及び建設工事関連業務委託(予定価格10万円を超えるもの): 4半期ごと ④上記①以外の印刷物(予定価格250万円を超えるもの): 4半期ごと ⑤上記②以外の調達物品(予定価格160万円を超えるもの): 4半期ごと ⑥建設工事関連業務以外の業務委託(予定価格100万円を超えるもの): 4半期ごと URL http://www.pref.yamagata.jp/government/disclosure/704publicdocument200701249655818172.h</p> <p>(3) 新年度予算編成過程の公表 各年度の予算編成方針や、各部局から提出された予算要求の概要について、ホームページ上で公開しています。 URL http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020004/H20youkyuugaiyou.html</p> <p>(4) インナー・マニフェストの公表 「やまがた総合発展計画」を踏まえ設定した重点分野を、計画的かつ効果的に推進するための「重点分野工程表」と「インナー・マニフェスト」(知事と各部局長の政策合意)について、 URL http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020053/publicdocument200605194138650104.html</p> <p>(5) 職員団体との交渉経過の公表 県職員団体(組合)との交渉の概要について、ホームページ上で公開しています。 URL http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020002/negotiation.html</p>
宮城県	<p>1. 本県への行政文書開示請求は、直接窓口での提出、郵送、ファクシミリ、電子申請システムの他、Eメールによる受付も行っている。(Eメールによる申請を認めている自治体はそれほど多くない。)</p> <p>2. 本県が重点的に取り組む施策等に関するテーマについて、県民の皆様の理解を一層深めていただくとともに、皆様の声を県政に反映させる目的で実施する出前講座の1メニューに「みやぎの情報公開!」を設け、担当職員が講座を希望する団体などに原則無料で出向いて、県の情報公開制度と県政に関する情報の見つけ方などについての講座を実施している。</p> <p>3. 法令等により縦覧若しくは閲覧が認められている、又はこれまでの開示決定において全部開示の決定を行った下記の行政文書については、開示請求者の利便性の向上を図るため、口頭により開示決定の通知を行い、迅速な対応を図っている。</p> <p>①知事の資産公開に係る資産等報告書等 ②あらたに生じた土地の確認に係る当該市町村の告示の写し ③市町村の区域変更及び字の区域変更等に係る当該市町村の告示の写し ④建築業許可申請書・変更届出書・決算変更届出書 ⑤政治資金収支報告書 ⑥選挙運動費用収支報告書</p>
群馬県	<p>1 即日開示制度 (1) 根拠(群馬県情報公開条例第18条第3項) ①全部を公開(公表)することについて既に実施機関として意思決定されたもので、その後事情の変更がないもの、②法令等の規定により閲覧等がなされているものについては、口頭の決定により写しの交付を即日に行う。</p> <p>(2) 利用状況 ①17年度 258件(総決定件数の21.8%) ②18年度 415件(総決定件数の25.5%) ③19年度(20.2.12現在) 281件(総決定件数の19.7%) ※総決定件数・・全部開示、部分開示、不存在、存否応答拒否、請求拒否、取り下げ</p> <p>2 部長交際費等のホームページでの公表 知事、副知事はもちろんのこと、各部局及び委員会等の交際費等の執行状況を、ホームページで月別に公表しています。</p>

都道府県	回答内容
	<p>※ホームページアドレス：http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS_ID=41596</p> <p>3 情報公開条例等に基づく処分に関する審査基準の公表 群馬県情報公開条例に基づく処分に関する審査基準をホームページで公表しています。</p> <p>※ホームページアドレス：http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS_ID=49603</p> <p>4 アクシビリティに対応したホームページの作成 群馬県公文書開示審査会の答申の公表に当たっては、PDF形式に加え、アクセシビリティに対応したホームページの作成を行っています。</p> <p>※ホームページアドレス：http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS_ID=20723</p> <p>5 県民意見提出制度の実施結果 県民意見提出制度を実施した結果、原案を修正したものについては、変更した部分分かるもの（原案と修正したものの対照表）を、県が義務として行う公表事項としてホームページで公開しています。</p> <p>※ホームページアドレス：http://www.pref.gunma.jp/cts/contents?CONTENTS_ID=39615</p>
埼玉県	<p>1 公文書開示請求の電子申請</p> <p>① アピール 県民にとって利便性があり、利用率が高い（17.5%）。</p> <p>② 説明 埼玉県では公文書開示請求書の提出方法として、窓口へ直接提出する方法のほかに、請求者が自宅にいたまま申請できる電子申請の方法を実施している。</p> <p>窓口での受付は日時等に制約があるが、電子申請では休日も含め年中申請が可能であり平成18年度の電子申請の実績は138件あり、これは窓口対応も含めた請求件数787件の17.5%を占めている。</p> <p>次に紹介する「公文書検索資料」の充実も相まって、電子申請は利便性の高い制度として県民によく利用されている。</p> <p>2 公文書検索資料の提供（公文書検索・閲覧システム）</p> <p>① アピール 昭和57年度以降に作成し、現在保有している1年以上保存の公文書の件名を、県民は県のホームページを介して検索することができる（200万件超）。</p> <p>② 説明 埼玉県では公文書の検索資料として、公文書の件名などを、県のホームページを介して提供している（不開示情報がなく、かつ情報提供して差し支えない文書（起案文）も提供している）。</p> <p>対象としているのは文書管理台帳に掲載する、主に1年以上保存する文書（ただし、保存期間が満了し、廃棄した時点で、登録を抹消。）であり、文書の「件名」中の単語を用いて検索をすることができる。</p> <p>文書の件名の登録を、埼玉県では昭和57年度から行っており（本県で情報公開制度を開始した昭和58年の1年前から登録を開始していた。）、現在の登録件数は200万件を超えている（文書（起案文）の提供は、10万件超。）。</p> <p>なお、昭和56年度以前の永年保存文書は、目録（紙資料）に整理している。</p>
千葉県	<p>1 千葉県情報公開推進会議による苦情処理 個別の文書の開示・不開示の是非等を審議する情報公開審査会とは別に、制度運用の改善、苦情処理などを、公募委員を含む住民代表者などで調査検討する県の附属機関として、千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）を平成17年7月に設置した。</p> <p>情報公開に係る事務についての苦情については、推進会議の中に苦情処理調査部会を設置して調査検討しており、実施機関の対応に問題があったと認めるときは、実施機関に対し問題点を指摘し、是正に関する意見を通知している。</p> <p>2 電子申請による開示請求の受付 平成18年3月10日から、行政文書開示請求について、電子申請・届出サービスによる受付を開始した。このサービスを利用することにより、誰もが、いつでも、どこでも開示請求することができ、かつ、開示請求の処理状況をパソコンで確認することができる。</p> <p>3 開示請求書に係る受付番号の付番 平成19年度から、行政文書開示請求書について受付番号を付して整理することとし、請求に係る処理状況の照会等に迅速な対応を図っている。</p> <p>4 行政文書の件名等のホームページでの情報提供 行政文書の検索の用に供するため、平成13年度以降の行政文書に係る「簿冊名」、「保存期間」、「完結日」、及び「件名」等を千葉県ホームページに掲載し、情報提供している。</p>
	<p>1 公開請求に対する諾否決定等に係る内部調整（事前協議） 公開請求に対して、実施機関が非公開と判断した場合、決定前に、当該室課所長は、情報公開課長と事前に協議することとしている。協議不調の場合は、部局長間で再度協議する。平成18年度の事前協議対象情報72件、うち実施機関の判断を覆したものの14件で逆転率19.4%。 （「公開請求に対する諾否決定等に係る内部調整要綱」参照）</p> <p>2 公開決定情報の提供 定期又は複数回の公開請求を受け、公開したものなどで、県民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すると認められる情報は、情報提供資料として、県政情報センターなどに配架する。これまでの配架資料は、政策課題調整知事ヒアリング調書など12件。 （「公開決定情報の提供に関する事務処理要領」参照）</p> <p>3 情報公表制度 県民との情報共有化を図るため、県政の重要かつ基本的な情報について、県自らに公表を義務付けている。 〔県政の重要かつ基本的な情報〕</p>

都道府県	回答内容																																												
神奈川県	<p>総合計画等、主な計画・指針等、財政状況・予算編成、入札、政策評価、知事等の交際費、民間活力の導入等、附属機関の会議等など</p> <p>* それぞれの情報の内容については、神奈川県ホームページからご覧いただけます。 （「県政情報の公表の推進に関する要綱」参照）</p> <p>4 附属機関の会議等の原則公開 法令等の規定により会議が非公開とされている場合等を除き、原則公開とすると共に、会議の公開・非公開に関わらず、会議の終了後、翌日までに審議速報、3週間を目途に審議結果を県政情報センター等に配架し、県のホームページにも掲載している。 （「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」参照）</p> <p>5 情報公開請求制度・自己情報開示請求制度の一覧リーフレット 多くの県民は、両制度の違いを認識することなく情報の入手を希望していることから、両制度を比較しながら、請求から公開・開示、不服申立てまでを一つのフロー図で示したリーフレットを作成・配布している。 （「あなたに身近な情報公開請求制度・自己情報開示請求制度」参照）</p> <p>★別紙各要綱等あり</p>																																												
山梨県	<p>1 公開請求方法等が多様であること 利用者の利便性向上に配慮し次の5つの方法があります。</p> <p>(1)持参 (2)郵送 (3)FAX (4)インターネット（平成16年4月1日開始） 山梨県のホームページに掲載された行政文書開示請求書の様式に必要な事項を入力して送信ボタンを押すことにより開示請求が可能です。ただし、公安委員会及び警察本部長を実施機関とするものを除きます。</p> <p>(5)オンライン（平成18年7月1日開始） 山梨県のホームページから、やまなし申請・予約ポータルサイト「やまなしくらしねっと」を利用してオンラインによる開示請求並びに開示決定及び請求文書の開示を受けることが可能（3MB程度まで）であり、オンラインで開示を受ける場合の費用は無料です。 なお、事前に同サイトの利用者登録が必要です。 ◎請求方法別利用状況</p> <table border="1" data-bbox="263 987 1267 1133"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">情報センター等（持参）</th> <th colspan="2">インターネット</th> <th colspan="2">オンライン</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>件数</th> <th>割合</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>296</td> <td>76.10%</td> <td>93</td> <td>23.90%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>389</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>478</td> <td>74.70%</td> <td>139</td> <td>21.70%</td> <td>23</td> <td>3.60%</td> <td>640</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>281</td> <td>62.70%</td> <td>84</td> <td>18.80%</td> <td>83</td> <td>18.50%</td> <td>448</td> <td>100.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成19年度は19年12月末現在</p> <p>2 開示請求手続きが不要な閲覧可能情報を充実させていること 情報公開請求が多い行政文書は、そこに記載されている情報についての関心が高いものと考えられます。そこで、それらの行政文書で全部開示としたものの中から適当なものについて、県民情報センターへの備え付けや県のホームページへの掲載などを通じて開示請求手続きなしに閲覧できるようにする取り組みを進めています。</p> <p>今年度の例としては、試験に関する情報としてクリーニング師などの各種試験問題や正答、事業者に関する情報として食品営業許可や古物市場主などの一覧表について実施しました。</p> <p>3 行政文書の件名をホームページに掲載していること 請求者が対象文書の特定を容易に行えるよう、行政文書の件名をホームページに掲載しています。</p>	区分	情報センター等（持参）		インターネット		オンライン		計		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	平成17年	296	76.10%	93	23.90%	—	—	389	100.00%	平成18年	478	74.70%	139	21.70%	23	3.60%	640	100.00%	平成19年	281	62.70%	84	18.80%	83	18.50%	448	100.00%
区分	情報センター等（持参）		インターネット		オンライン		計																																						
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合																																					
平成17年	296	76.10%	93	23.90%	—	—	389	100.00%																																					
平成18年	478	74.70%	139	21.70%	23	3.60%	640	100.00%																																					
平成19年	281	62.70%	84	18.80%	83	18.50%	448	100.00%																																					
	<p>【主な取り組み】</p> <p>1 知事自らの積極的な情報発信</p> <p>① 知事定例記者会見の回数増（広報広聴課）〔平成19年10月～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民への情報提供の機会である知事の記者会見を月2回から週1回に変更 <p>② 知事公式HPを活用した県民との双方向の情報交換〔平成18年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> メルマガで知事自らの所感を毎週発信。また、ブログ形式を採用し、トピックス等を随 <p>③ 民放ラジオ番組へ知事が毎週出演（広報広聴課）〔平成17年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> AM局とFM局の2ラジオ番組に、毎週知事が出演し、その時々ホットな県政情報等を発 <p>④ コミュニティFMに知事が生出演（広報広聴課）〔平成17年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に出向き、県民と知事が直接対話するタウンミーティングを行う際、地域のコミュニティFMに知事が生出演し県政情報等を発信（年5回程度） <p>2 迅速かつ便利な情報提供等</p> <p>① 報道発表資料を発表当日にHPに掲載（広報広聴課）〔平成17年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民へ県政の情報をタイムリーに提供するため、報道機関へ提供した資料内容を、その日のうちにHPに掲載 <p>② 新聞に掲載された県民意見に対する迅速な回答（県庁各課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 県に寄せられた意見や苦情、照会についてだけでなく、新聞の投書欄等に掲載された県行政に対する意見等についても、担当所属長名で迅速に回答 <p>③ インターネットを活用し記者会見を動画配信（広報広聴課）〔平成20年度～〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事の記者会見の様子を県民に直接伝えるため、インターネットを活用し、記者会見の翌日に動画配信 																																												

都道府県	回答内容
新潟県	<p>④ 県内各地域に県民サービスセンター等を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内12の地域振興局に情報提供の窓口として、県民サービスセンター等を設置 <p>3 情報公開の利便性向上（文書私学課）</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公開請求は、書面の他電子申請、FAXでの申請も可能 <p>また、一部可能なものについて口頭による情報公開請求と文書の即日公開を実施済（NPO法人事業報告書、政治資金収支報告書等）</p> <p>4 部局別予算要求状況（財政課） [平成19年1月～]</p> <ul style="list-style-type: none"> 新年度当初予算にかかる編成過程公表の取組として、各部局の予算要求の状況を公表。20年度当初予算については、公表時期を早め12月に公表済 <p>【その他情報発信】</p> <p>5 組合交渉概要（人事課） [平成18年9月～]</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な組合交渉概要を公表 <p>6 懲戒処分基準等（人事課） [平成19年6月～]</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員に対する懲戒処分の基準をホームページで公開したほか、被処分者の部局、職級、性別、年代等を公表 <p>7 幹部職員の氏名・略歴（人事課） [平成19年7月～]</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長以上は氏名を、部局長はさらに略歴を公表 <p>8 HPからの迅速な情報発信（情報政策課） [平成19年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> ブログ形式でHPを作成できるシステムを取り入れ、いつでも職員によるHPの作成を可能としたことで、迅速な情報発信が可能 <p>9 電子会議室の設置（情報政策課） [平成18年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> HP上に「いいがた県民電子会議室」を設置し、県の政策に関する特定のテーマについて、県民の皆さんの議論を深める場として活用。原則として誰でも閲覧可能 <p>10 電子申請システムの拡大（情報政策課） [平成19年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続きの一部やイベントの申込みなどオンライン上で手続きが可能な電子申請システムを採用し範囲を拡大中。 <p>11 政務調査費（議会） [平成20年度～]</p> <ul style="list-style-type: none"> 19年度分から、金額にかかわらずすべての支出について、収支報告書に領収書等の写しの添付を義務づけ誰もが閲覧できるようにした。
岐阜県	<p>1 公金支出のインターネットによる徹底した情報公開</p> <p>（1）公金支出情報に関するインターネットでの全面公開【平成18年11月から実施】 県が管理する公金支出情報を、原則として1件ごとにインターネットで全て公開 http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11113/shikin/koukin_index.html</p> <p>（2）交際費、懇談会経費に関するインターネットでの詳細情報公開【平成18年11月から実施】 公金支出情報のインターネット公開に加え、交際費、懇談会経費について、出席者名を含めた詳細情報をインターネットで公開 http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11113/shikin/kousai.html</p> <p>2 公金関連文書等に関する情報公開の拡大</p> <p>（1）旅費・会議費に関する公文書の自由閲覧制度の導入【平成18年11月から実施】 旅費及び弁当・茶菓の提供を伴う会議費について、情報公開請求によらず、関連文書を自由に閲覧できる制度</p> <p>（2）会計書類の保存期間の延長【平成18年度分から実施】 収入・支出及び出張に関する会計関係書類の保存期間を、現在の3～5年から15年に延長</p> <p>（3）入札執行結果・随意契約理由の全面情報公開【平成18年11月から実施】 一般・指名競争入札を行った場合の入札執行結果をインターネットで公開。また、随意契約を締結した場合には、随意契約に至った理由をインターネット上で公開 http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11113/shikin/keiyaku_index.html</p> <p>3 予算内容のインターネットによる公開 県民に県予算の内容をわかりやすく公開するため、「部局」、「課」、「キーワード」などをホームページ上で入力することにより、個別の事業の中から条件に該当する事業の担当課、予算額、事業概要などが表示されるようなシステム整備を推進（平成20年度）</p>
石川県	<p>石川県では、教員採用候補者選考試験においては、試験問題・回答・配点について、また、県が実施する試験問題等については、情報公開請求がなくても閲覧・コピーが出来ることとなっています。</p> <p>その他、石川県宗教学法人名簿を始め、各種施設等の名簿についても同様の取扱いをしています。が、貴殿の例にあるようなユニークな制度については特にありません。</p>
	<p>【全般】</p> <p>1 既情報公開決定公文書の積極的な情報提供 既に公開した情報と同一の内容が記録された情報や、府情報公開条例に規定する非公開情報に該当しないことが明らかな情報については、公開請求の手続をしていただくが、実施機関が積極的に情報提供をしています。</p> <p>2 FAXや電子申請による公文書の公開請求が可能 来庁や郵送の他、FAXや電子申請（府ホームページ上での申請）による公文書の公開請求が可能です。</p> <p>3 一元的お問い合わせ窓口の設置（ワンストップサービス） 府民からの、各種手続（電話、FAX、電子メール、来庁等）による、問い合わせ・苦情・要望・提案等を1カ所で受け付け、「たらい回し」をなくす「府民総合案内・相談センター」を設けています。行政資料や様々なパンフレットなども入手、閲覧していただけます。（都道府県では初めての取組です。）</p>

都道府県	回答内容
京都府	<p>「府民が問い合わせ先について悩む必要がないこと「たらい回し」される心配がないこと）」及び「問い合わせについては回答時期（目安）をお約束していること（電話はその場、わからない場合は調べてかけ直す、FAX・電子メールは原則翌業務日）」がセンターの特徴となっています。</p> <p>情報公開請求や情報提供についても、問い合わせ、要望、苦情などといっしょに総合的に対応できるように、「府民総合案内・相談センター」で一括して受け付け、その場に情報公開担当職員と所管課職員が同席し、様々なニーズに的確に、かつ、迅速に対応できるようにしています。</p> <p>【府議会関係】 1 府議会本会議及び委員会のインターネット中継 平成17年2月から、本会議及び委員会（各常任、各特別、予算・決算特別）の審議状況について、すべて京都府議会ホームページでリアルタイムで中継を行っています。また、後日でも、直近1年間分については、録画で視聴できるようにしています。</p> <p>2 その他 ○ 府議会のすべての委員会記録（配付資料含む）について、常時府の議会図書館に配架し閲覧に供しています。 ○ 府議会常任委員会及び特別委員会が実施した管内・管外調査の実施状況の概要を随時府ホームページに掲載しています。</p>
奈良県	<p>1 県ホームページに「あらい日誌」を掲載</p> <p>県庁内での出来事など、知事その目で見、体験し、感じたことを、直接、知事自身の言葉で県民の皆様にお伝えする。その感想や提案等も募集する。</p> <p>※HPアドレス http://www.pref.nara.jp/chiji/nisshi/nissi.html</p> <p>2 毎週行う知事記者会見</p> <p>記者会見を毎週1回実施。記者会見の内容については、県ホームページで詳細な発言内容を掲載する。</p> <p>※HPアドレス http://www.pref.nara.jp/chiji/teirei/teirei.html</p> <p>3 地域FMラジオ番組による県政情報の発信</p> <p>① 地域FMラジオ番組の中で、県政情報を発信（月～金、約5分） ・ならドットFM（コミュニティFM局、78.4MHz）11:15～ ・FMハイホー（コミュニティFM局、81.4MHz）8:15～</p> <p>② 県政のフレッシュなニュースや県民生活に身近な話題について、親しみやすく紹介する。 ③ 気になる話題は、県の担当者がDJからの生電話インタビューにわかりやすくこたえる。</p> <p>4 県広報誌「県民だより奈良」を活用した県民からの意見、質問への回答等 県内全戸に毎月配布される「県民だより奈良」の中で、県政情報を発信</p> <p>① 県政に対する意見や質問について、Q&Aの形式でわかりやすく説明 ② 「県政ホットニュース」コーナーで県政の最新の動きを伝える。</p> <p>※県HPでも閲覧可能 HPアドレス http://www.pref.nara.jp/koho/kenmindayori/</p>
和歌山県	<p>知事の活動報告：知事の活動は、県民にガラス張りであるべきだとの考えのもと、「行事」、「来客」、「表敬」、「要望」、「会食」など知事の行動を毎日HP上で詳細に掲載。活動時の公費支出の有無もわかるようにしている。</p> <p>HPアドレス http://www.pref.wakayama.lg.jp/chiji/katudou/h20/2/index.html</p>
鳥取県	<p>1 予算編成過程のホームページ上での公開</p> <p>財政課長、総務部長、知事の予算査定段階ごとに予算要求事業概要や査定状況をリアルタイムでホームページ上で公開している。</p> <p>（URL：http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27182）</p> <p>2 一定の公職者からの提言のホームページ上での公開</p> <p>県内で選出された国会議員、県議会議員、市町村長及び市町村議会議員（秘書及び代理人を含む）から口頭又は電話で寄せられた提言、要望、意見等を「一定の公職者からの提言等」として記録し、ホームページ上で公開している。（一定の公職者名及び対応県職員名はすべて公開）</p> <p>（URL：http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=21377）</p> <p>3 県民からの意見（県民の声）及びそれに対する回答を、個人的な案件等を除き、すべてホームページ上で公開</p> <p>（URL：http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=21374）</p> <p>4 職員名簿のホームページ上での公開</p> <p>職員名簿(所属、職名、氏名、電話番号、メールアドレス等)をホームページ上で公開している。</p> <p>（URL：http://e-shokuin.pref.tottori.jp/kmeibo/appl/WNS/wnsg100.jsp）</p> <p>5 職員処分情報のホームページ上での公開</p> <p>懲戒処分を受けた職員の所属、処分事案の概要、再発防止策等をホームページ上で公開している</p> <p>（URL：http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=72461）</p> <p>6 全部開示決定以外はすべて知事決裁</p> <p>全部開示決定以外の非開示、部分開示、不存在決定等については、すべて知事の決裁が必要。なお、全部開示決定も含むすべての開示決定について、県民室（県情報公開条例所管所属）の審査が必要。</p>

都道府県	回答内容
	<p>7 県議会本会議のホームページ上でのライブ中継等 鳥取県議会本会議の開会から散会までの模様をホームページ上でライブ中継、また、県内全CATVで生中継している。</p> <p>また、本会議傍聴にあたり児童の傍聴制限の廃止、介助犬の許可、託児室の設置（必要に応じて保育サポーター確保）等の制度を実施している。</p> <p>8 県議会各委員会の情報公開 誰でも自由に傍聴可能としている。 また、議事録（逐語）及び県内外調査活動結果をホームページ上で公開している。 （URL：http://www.pref.tottori.jp/gikai/iinkai/iinkai19.htm）</p> <p>9 県議会議長の活動情報の公開 議長活動状況（実績）、正副議長週間行事予定表、議長交際費の支出状況をホームページで公開している。 （URL：http://www.pref.tottori.jp/gikai/gicyou/gicho.htm）</p> <p>10 県議会議員派遣概要等の情報公開 議員派遣の概要及び実績をホームページ上で公開している。 また、海外派遣団長が本会議で報告を行っている。 （URL：http://www.pref.tottori.jp/gikai/haken/haken-list.htm）</p>
鳥根県	<p>○公文書の写しを郵送により交付する場合に、本県会計システムの納入通知書を利用することにより写しの代金の払込料が不要（無料）となるので、請求者の負担が軽減されます。</p> <p>平成18年都道府県情報公開研究会議での議題によると、公文書の写しを郵送により交付する場合の代金は、多くの都道府県が現金書留又は郵便為替により収納しています。そのため、写しの代金以外に手数料や過大な郵券料が生じてしまいます。</p> <p>本県では、本県発行の納入通知書により納付することとしていますので、そのような負担は生じません。</p> <p>また、納入通知書により納付することとしている府県は本県以外にもありますが、ゆうちょ銀行や指定金融機関以外での納付には手数料がかかるのが一般的です。</p> <p>本県では、指定金融機関での納付はもちろん無料ですが、ゆうちょ銀行についても、手数料を本県で負担し、無料としています。したがって、本県指定金融機関が近くにない場合でも手数料を負担することなく納付ができます。郵政民営化以前でも、専用の払込用紙により郵便局から無料で納付ができました。</p> <p>さらに、いち早くペイジーにも対応し、納付がより容易になっています。</p>
<p>情報公開 制度 開示請求 手続</p> <p>行政資料 の検索・ 閲覧</p> <p>公文書目 録の検 索・閲覧</p> <p>県議会の インター ネット中 継</p>	<p>情報公開制度の内容</p> <p>●開示請求の受付日の通知（情報公開手続の確認）</p> <p>郵送又はFAXにより、開示請求を受け付けた場合、請求者が受付日を確認できるように、受付印を押印した開示請求書の写しを請求者に郵送することとしている。</p> <p>これにより、請求者は開示請求受付日及び決定期間を確認することができる。</p> <p>●開示決定等に要する期間（情報公開手続の迅速化）</p> <p>県民等の開示請求の便宜を図るため、本県では、開示決定等に要する期間を、開示請求の受付日から起算して10日以内（全都道府県中最短）としている。</p> <p>また、運用において、開示決定等の通知書が10日以内に請求者に到達しないおそれがあると認められるときは、電話によりその旨を通知することとしている。</p> <p>これにより、請求者は開示請求の受付日から必ず10日以内に開示決定等の内容を知ることができる。</p> <p>（別添「山口県情報公開事務取扱要領」（抜粋）を参照のこと。）</p> <p>●行政資料の検索・閲覧</p> <p>県HP上で、行政資料検索システムにより、行政資料を検索し、行政資料の一部をその画面から閲覧することができる。</p> <p>（http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/gakuji/kobunsyogyoseisiryu.html）</p> <p>●公文書目録の検索・閲覧</p> <p>県庁1階の情報公開センターに常設のパソコンにより、県民はいつでも自由に、すべての実施機関の公文書目録及び公文書の件名を検索し閲覧することができる。</p> <p>また、すべての出先機関及び最寄の地方県民相談室に公文書目録（紙）を配架しており、県民が身近な場所で公文書目録を閲覧することができる。</p> <p>これにより、県民が、複数の場所で複数の方法により公文書目録にアクセスすることができ、県民の公文書開示請求等に役立っている。</p> <p>●生中継（ライブ配信）</p>

都道府県	回答内容
	<p>質問議員名、質問項目等をテロップで挿入し、映像を文字案内しており、県民に分かり易い配信を行っている。</p> <p>●録画中継（オンデマンド配信）</p> <p>聴覚障害者をはじめ、県民が議会の様子をよりよく知ることができるように、最新会議録検索システムの文字データと映像を一体化した情報を同時に配信している。</p> <p>※ 平成18年10月現在、42都道府県が本会議等のインターネット中継（生中継及び録画中継）を行っていますが、本県同様のサービスを行っているところはありません。</p> <p>(http://www.gikai-chuukei10.pref.yamaguchi.lg.jp/)</p> <p>★別紙要領あり</p>
香川県	<p>1. 即日公開</p> <p>迅速な公開請求が行えるよう、従前から全部公開決定がなされている行政文書など、公開請求のあった行政文書の全部を請求書が提出された日に公開することができるときは、公開決定通知書を作成しないで口頭での公開決定を行うことにより、即日で閲覧・写しの交付が受けられるようにしている。</p> <p>2. 県議会のインターネット中継</p> <p>平成20年12月25日例示議案から、県議会ホームページ、本会議に限りなく常任委員も生中継と録画中継を配信している。録画中継では、議員名、委員会名、質問項目などで検索が可能である。</p> <p>3. 当初予算要求状況の公表</p> <p>県ホームページで、新年度予算の部局別要求状況及び主要事業の予算要求状況を公開しています。</p>
徳島県	<p>本県では、県政に関する情報の公表制度の積極的な拡充を図るとともに、県が保有する情報のうち県民への提供が明らかに可能な情報について、迅速かつ容易に提供する制度（情報提供施策の推進に関する要綱）を平成16年1月1日から施行しています。</p> <p>この制度は、県民に公表しなければならない情報（公表義務情報）、及び、県民への情報提供を推進する必要がある情報（公表推進情報）について、公文書公開請求によらず、申し出があれば即日公表（写しの交付を含む。）するものです。</p> <p>この制度により公表している情報は、一覧表にまとめた上で、県のホームページに掲載するほか、情報公開窓口配架し、制度の周知に努めています。</p> <p>なお、平成18年度における、この制度の利用実績は、94件ありました。 （参考：公文書公開請求による処理実績 613件）</p> <p>県のホームページの掲載場所は次のとおりです。 http://www.pref.tokushima.jp/Generaladmin.nsf/dockey/joho-a</p> <p>その他、県政情報の積極的な公表に取り組んでおり、県のホームページに各種情報を掲載しています。主なものは次のとおりです。</p> <p>1 公費支出情報</p> <p>① 知事交際費の執行状況</p> <p>② 補助金・交付金の交付先等一覧表</p> <p>③ 食糧費の支出状況の推移</p> <p>2 政策形成過程情報</p> <p>① 庁議の議事録</p> <p>② 予算編成方針、編成日程、予算要求状況、査定状況</p> <p>③ 政策評価システムによる評価シートの公表</p> <p>④ 公の施設の指定管理候補者選定情報</p> <p>⑤ 退職者の再就職状況</p> <p>3 入札関係情報</p> <p>徳島県入札情報サービスによる公表 （発注見通し、入札公告、入札結果、入札参加資格者など）</p> <p>また、情報公開制度の充実に向けた取り組みとして、これまでに次のような条例改正を行いました</p> <p>1 地方公社（土地開発公社、住宅供給公社）を実施機関とする改正</p> <p>2 公の施設の指定管理者に情報公開制度を義務付ける改正</p> <p>3 公文書公開請求権者の制限をなくし、「何人も」請求可能とする改正</p>
愛媛県	<p>1 「えひめ夢提案制度」におけるホームページでの公開</p> <p>全国的にも先進的な取組みである「えひめ夢提案制度」（都道府県版特区制度）では、提案の内容から途中経過のやりとり、検討結果までを全て県ホームページで公開しています。 http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/010kikakucyouse/00007071050720/yumeteian_top.htm</p> <p>2 伊方原子力発電所異常通報連絡状況のホームページでの公開</p> <p>伊方原子力発電所で異常が発生した場合、他の原発立地県では公表されていない「正常状態以外の全ての事態」についても、その内容を県民にわかりやすく県ホームページで公開しています。 http://www.pref.ehime.jp/h99901.html</p> <p>3 情報公開請求受付体制の拡充</p> <p>情報公開請求書の提出方法に関して、公開窓口への提出のほか、郵送、FAX、電子メール（請求書を添付したもの）、電子申請システムと幅広く運用するとともに、公開窓口についても県の出先機関すべてに設置を行い、県民の方がいつでも気軽に請求を行える環境を整備しています。</p> <p>★別紙あり</p>
	<p>・ 職務に対する働きかけの内容をHP等で公表している http://www.pref.kochi.jp/~kensei/hatarakikake/</p>

都道府県	回答内容
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 念書・覚書をHP等で公表している ・ 人事異動に伴う課室長以上の引継書をHP等で公表している ・ 土木部に係る入札情報（入札予定、入札公告、入札結果）をHPで公開している ・ 本庁舎の警備、清掃、管理等に係る業務委託の入札結果を公表している ・ 保育士試験問題をHPで公開している ・ 教員採用試験、看護専門学校入学試験、調理師試験等の問題を公表している ・ アウトソーシング情報や新たに発注する委託業務をHPで公開している ・ 指定管理者の導入状況や新たな募集に関する情報をHPで公開している ・ 歳出予算見積書（その3）を予算検索システムで閲覧できる ・ HPで知事室のLIVE中継を行っている
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開、情報提供の一層の強化のため、行政資料の電子化を進めており、平成19年4月から行政資料目録を県ホームページから閲覧できるようにし、電子化した行政資料とリンクさせています。 ・ 知事自らが、県行政の基本方針などを伝えるため、週1回定例記者会見を開催しており、平成17年末からは、県ホームページ（とびうめ放送局）で動画配信しています。（翌日には視聴可） ・ 平成7年から知事が県内各地において、地域住民や各種団体、グループと直接意見交換を行う場として、移動知事室を実施しています。 <p>（H18実績）9回実施、対話相手：企業、商店街、農協・漁協、ボランティア等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年から県民に県政の施策や事業等について理解を深めてもらうとともに、県政について詳しく知りたいとの要請に応えるため、「暮らし」、「仕事・産業」、「住まい・交通」、「教育・文化」、「行政」の5に分類した124のテーマを用意し、県民が希望するテーマについて県職員が県内各地に出向いて説明を行う「ふくおか県政出前講座」を実施しています。 <p>（H18実績）開催件数83件、受講者数3,409人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開制度や個人情報保護制度に対する職員の知識を高めるため、毎年研修を実施しています。 <p>（H19実績）県内8会場、参加職員数428人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員採用試験の試験結果を開示請求によらず、口頭の申し出により提供しています。 <p>（開示内容）順位、総合得点、種目別得点 （開示期間）合格発表の翌日から3ヶ月間 （その他）試験案内に試験種目別記点を掲載</p>
鹿児島県	<ol style="list-style-type: none"> 1 全部開示した公文書は、県政情報センターに5年間配架（何人もコピー可） 2 県政情報センターに配架している刊行物等の郵送貸出し 3 Eメールによる公文書開示請求が可能 4 写しの交付に係る費用は全国最低額 <p>文書又は図画（A3以下） 白黒 10円／1枚 カラー 30円／1枚</p> <p>録音テープ 50円／1巻 ビデオテープ 80円／1巻 フロッピーディスク 20円／1枚</p>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧による開示の実施の際に、カメラ等による撮影を認めている。 ・ 開示請求実績の多い行政文書（不開示情報が入っていないもの）は、各課の判断で情報プラザに配架し、誰でも自由に閲覧できるようにしている。（例：公共工事入札結果、教員採用選考審査問題等）
佐賀県	<p>○不服申立てがあつてから、原則90日以内に裁決・決定</p> <p>佐賀県では、不服申立てがあつてから、原則として90日以内に裁決・決定を行います。平成17年に情報公開条例を改正し、公文書の部分開示決定や非開示決定に対して不服申立てがあつた場合に、申立てがあつた日から起算して90日以内に、裁決・決定を行うこととしています。</p> <p>90日以内に裁決・決定ができないときは、実施機関がその理由及び裁決・決定を行う時期を申立人に通知します。</p> <p>○電子メール又はファクシミリによる公文書の写しの交付</p> <p>既にランキングで紹介され、今回の照会でも例示されていますが、公文書開示請求に対し、公文書の写しを電子メール又はファックスで交付します。公文書の写しの交付は窓口又は郵送で行っていましたが、電子メールやファックスを活用すれば、すぐに写しを交付することができます。また、コピーをとる必要がないため、費用が無料です。</p> <p>なお、誤送信の危険や大量送信による通信障害などを考慮して、個人情報などを含まず、枚数が10枚以下で、かつ形態が特殊でない文書に限っています。</p>
長崎県	<ol style="list-style-type: none"> 1 公金支出情報をホームページで公開（http://shisyutsukoukai.pref.nagasaki.jp/） ・ 一般会計、特別会計など公開できるものすべて支出情報を公開。 ・ 限度額を超えた随意契約、競争入札に付した契約情報も掲載。 2 入札・調達・売却情報をホームページで公開 ・ 発注見通し、入札公告、入札結果など掲載。 3 政策評価をホームページで公開（http://www.pref.nagasaki.jp/sehyo/index.html） ・ 評価した事務事業の評価結果すべてを閲覧可能。 4 当初予算の要求状況概要をホームページで公開（http://www.pref.nagasaki.jp/zaisei/yosan/index.html#2）

過去にどのような既公開文書等があるのかを市民が容易に知ることができるよう、既公開文書等の目録を作成し、大阪市ホームページなどでも公表している。

○ **公開請求内容及び処理状況の公表**

過去にどのような公開請求があったのかを市民が容易に知ることができるよう、公開請求内容及び処理状況を大阪市ホームページで公表している。

○ **インターネット（大阪市ホームページ）での公文書目録の公表**

市民が公開請求をするに当たっての一助となるよう、大阪市ホームページにおいて、大阪市で管理している公文書の目録と公文書を綴った簿冊の目録等を公表している（公文書検索システム）。

○ **郵送による公文書の写しの送付**

市民の利便性を考慮し、公文書の写しを郵送希望された市民には、郵送による公文書の写しの交付を実施している。

○ **金融機関及び郵便局のATMやインターネットバンキング等での公文書の写し及び郵送費用の納付**

市民が公文書の写しを郵送希望された場合、市民の利便性を考慮し、公文書の写しの作成に要する費用及び当該写しの郵送に要する費用（切手の額面）の納付を金融機関及び郵便局の「Pay-easy（ペイジー）」に対応しているATM、インターネットバンキング及びモバイルバンキング（携帯電話）等を利用して支払いができることとしている。

○ **大阪市情報公開審査会の答申概要、「大阪市情報公開条例 解釈・運用の手引き」の掲載並びに情報公開推進のための指針の公表**

大阪市ホームページにおいて、大阪市情報公開審査会の答申内容を市民に分かりやすくまとめた概要を掲載するとともに、条例逐条解説書である「大阪市情報公開条例 解釈・運用の手引き」や職員用の「情報公開のための指針—事例から学ぶ公開のためのチェックポイント—」（大阪市情報公開審査会の答申等によって「公開すべき」と判断された事例等をわかりやすく分析・解説したもの）を掲載するなど、市民が公開請求した際の一助となるよう

○ **積極的な情報提供**

市民の情報収集の便宜を図るため、大阪市ホームページや市役所1階・行政資料センターで以下の資料などの情報提供を行っている。

（大阪市ホームページでの掲載情報）

- ・都市経営会議など市長や局のトップが意思決定を行う会議の内容
- ・各審議会の審議内容
- ・団体との協議や要望の内容
- ・予算の編成過程
- ・市交際費の支出額や支出相手方氏名などの執行状況
- ・職員に対する懲戒処分の事案の概要
- ・物品の買入契約に係る入札予定価格
- ・パブリック・コメント実施状況
- ・業務委託契約に係る入札情報
 - ・公の施設の指定管理者の選定過程
- ・大阪市の補助金に関する情報（所管、支出名称、支出先、決算額、交付目的等）
- ・未利用地情報
- ・労使交渉状況（職員団体及び労働組合との交渉事項、交渉スケジュール、交渉内容）
 - ・外部委員の報酬単価
 - ・市政改革本部情報公開プロジェクトチームでの検討項目及び検討内容の要旨
 - ・公文書を編集した簿冊の名称、編集年度が記録されている簿冊目録
- ・行政刊行物目録

など

（市役所1階・行政資料センターでの配架資料）

- ・報道発表プレス資料
- ・パブリック・コメント実施状況
- ・入札経過調書・入札結果
- ・規則等を定める際の意見公募
- ・大阪市審議会等会議録
- ・各区広報紙
- ・大阪市公報
- ・出資等法人に関する資料（約130団体）
- ・教員採用試験問題
- ・市政改革本部情報公開プロジェクトチームでの検討項目及び検討内容の要旨

など

○ **情報の提供に関する実施機関の責務を条文化**

実施機関の責務①：市民が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得られるよう、本市の長期計画、重要な基本計画等、市長が定めるものの公表を行うものとする。（条例第32条第1項）

※ 市長が定めるものとは、

- (1) 本市の長期計画、重要基本計画
- (2) 附属機関等が行う重要な答申、提言等報告
- (3) 前号報告前の中間段階の案
- (4) その他

(施行規則第13条)
 実施機関の責務②：全部又は一部非公開決定を行う場合も、非公開情報を公開しない方法に必要な情報の提供を行うものとする。(条例第32条第2項)
 ※ 例えば、当該情報が個人情報に該当し非公開となる場合でも、請求の趣旨がその全体的な傾向を把握したいとのことであれば、公開が可能な全体数や種別等の数値を集計し、情報提供する。
 ○ 情報の提供に関する職員の責務を条文化
 職員の責務：市民が必要とする情報が的確に提供されるよう、意を用いなければならない。
 (条例第31条第2項)
 ※ 市民がどんな情報を必要としているのか、市民の要望内容の把握に努め、できるだけ要望内容に沿った情報提供に最大限努力しなければならない。
 ○ 地方三公社の実施機関化を条文中で定める
 大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社及び大阪市土地開発公社の地方三公社を条例に定める実施機関に加えている。(条例第2条)
 ○ 出資等法人等における積極的な情報公開の推進を条文化
 情報公開制度を設けている出資等法人(本市が2分の1以上を出資している法人)に対して、本市条例の趣旨にのっとり、積極的な情報公開の推進を図るよう指導している。
 (条例第34条)
 また、大阪市が設置する公の施設の指定管理者が保有する当該施設の管理に関する情報の公開を推進するため、指定管理者及び実施機関それぞれの責務を規定している。
 (条例第34条の2)

神戸市

附属機関(審議会)の公開情報
 ・ 審議会配付資料等の閲覧(市政情報室)
 ・ 平成15年10月から公開審議会の一覧を市のホームページに掲載。
 ・ さらに、公開で審議した際に配付した資料を掲載(但し、電子化の困難なものは除く)し、より開かれた審議会運営を行っている。
 (公開審議会71審議会のうち54審議会が掲載済み H20.2.13現在)
 参考：神戸市審議会HP
<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/021/shingikai/New.html>
 路線価図・地番参考図の公開
 ・ 神戸市固定資産(土地)路線価図を平成18年4月1日～ホームページ上で公開。
http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/081/kobecityzei/rosenka/main_18.htm
 ・ 神戸市固定資産(土地)地番参考図を平成19年5月8日～ホームページ上で公開。
http://www.city.kobe.jp/cityoffice/09/081/kobecityzei/kobe_web_tochi/main_tochi_sanko.htm

公文書の開示請求があった場合以外においても、積極的な情報提供に努めております。
 その詳細については、別紙のとおりです。
 —別紙—

広島市

<広島市情報公開条例第27条関係：広島市情報公開条例の解釈及び運用基準より抜粋>
 (実施機関の保有する情報の提供)

第27条 市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。
 2 実施機関は、開示請求を受けた場合以外の場合であっても、情報の提供を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

[解釈]
 1 第1項関係
 (1) 一般に、情報提供とは、地方公共団体の機関が自らの意思に基づき、その保有する情報を市民に提供することをいう。したがって、文書の閲覧や複写物の提供に限らず、公文書の内容を整理して再度文書化しこれを提供する方法や、口頭により情報を提供する方法など
 これに対し、開示請求制度は、市民に公文書の開示を求める権利を保障し、その請求に基づく開示を地方公共団体の機関に義務付けるものであって、情報提供とは性格を異にする。
 しかし、この両者は互いに無関係なものではなく、市民の情報ニーズに対応するためには、相互に補完し合うものでなければならない。
 すなわち、開示請求制度による市民の権利の保障と地方公共団体からの情報提供としての広報の充実との一体的整備があってこそ、市民は地方公共団体の生きた行政情報に十分接することが可能になるのである。
以上の趣旨から、実施機関に対して、情報提供に努めることを義務付けたものである。
 (2) 多数の開示請求が行われている情報については、市民からそれらを求められているという理解が必要であり、このような場合には、効率的な情報提供施策を講じることにより解決を図らなくてはならない。具体的な方法と事例については、次のとおりである。
 ① 公文書館閲覧室に開架する。写しの交付が可能。(25%以上出資・出捐団体の財務諸表等、保健所の許可台帳、道路交通実態調査結果等)
 ② 窓口で閲覧に供する。写しを交付することについて検討する必要がある。(入札予報、建築計画概要書等)
 ③ その他広報パンフレットの作成、市の広報媒体の活用等
 (3) 「適切な方法」とは、視覚障害者や高齢者である市民も想定したものでなければならない。
 2 第2項関係

	<p>(1) 本項は、<u>実施機関に対して、公文書の閲覧又は写しの交付を求められた場合は、できるだけこれに応じることを義務付けたものである。</u></p> <p>(2) 「<u>開示請求を受けた場合以外の場合</u>」とは、次のとおりである。 ア 市民等が、この<u>条例の規定による請求手続を経ることなく、公文書の閲覧又は写しの交付を求めた場合</u> イ 市民等が、<u>公文書でない文書の閲覧又は写しの交付を求めた場合</u></p> <p>(3) 電磁的記録の開示の実施については、技術上、事務処理上の問題等が存在する場合がありますが、このような場合には、支障の内容を開示請求者に説明した上で、開示の実施の方法について制限を加えている（第14条（開示の実施）参照）。 しかし、このような場合でも、支障の内容が新たなプログラム作成等の費用負担のみである場合には、開示請求者からの申出に応じるよう努めることとし、処理に要する費用を実費として徴収することとして、その費用の見積額を前納させるものとする。 また、A3を超える用紙への複写、点字文書への変換、写真フィルムの印画紙への複写等の場合にあっても、同様の方法で応じるものとする。</p>
北九州市	<p>予算の編成過程をホームページ上に公開し、それについて意見を募集している。 （アクセス方法） 北九州市のホームページ→市役所の組織→組織別ホームページ一覧→財政局→財政課→予算編成過程の公開について</p>
福岡市	<p>1. 公開請求における参考情報の提供 平成18年度以降に完結した公文書の件名を本市のホームページ上から閲覧可能としている。 根拠条例 福岡市情報公開条例第42条</p> <p>2. 公開決定等の迅速化 （1）公開請求に対する公開決定等の期限は、原則、公開請求があった日の翌日から起算して7日以内（休日は除く）と規定し、決定の迅速化を図っている。 根拠条例 福岡市情報公開条例第12条 （2）情報公開審査会への諮問は不服申立てがあった日の翌日から起算して30日以内と規定し、また、情報公開審査会の答申が出されあと30日以内に決定しなければならないとも規定しており、決定の迅速化を図っている。 根拠条例 福岡市情報公開条例第20条</p> <p>3. 自主的な情報の提供 （1）実施機関は、法令等による情報公開制度の内容の充実、公表方法の整備を図るよう努めることとしている。 （2）実施機関は、<u>条例第36条第2項各号に定める情報で保有するものを公表することとしている。（特に、複数回公開請求を受け、その都度公開した情報については、市民の利便性又は行政運営の効率化に資すると認められれば公表することを推進している。）</u> 根拠条例 福岡市情報公開条例第36条</p> <p>4. 出資法人の情報公開の推進 実施機関は、市が出資する法人（以下「出資法人等」という）との間に、公開請求に係る文書の提出及び当該文書の公開決定等を円滑かつ適正に行うため協定を結び、出資法人等の保有する文書に対する公開請求があれば、協定に基づき出資法人等は市に書類を提出し、市は公開決定等を行うこととしている。 根拠条例 福岡市情報公開条例第39条</p> <p>★別紙関係条文あり</p>

都市	回答内容
宇都宮市	<p>宇都宮市情報提供の推進に関する運用方針に基づく情報提供</p> <p>(1) 目的 市民の関心の高い情報については、昨年8月に策定した「宇都宮市情報提供の推進に関する運用方針」に基づき、情報公開請求を待たずに公表することに努め、行政運営の透明性の向上を図るとともに、市民との情報の共有化を推進する。</p> <p>(2) 運用方針 別添ファイルのとおり</p> <p>(3) 手法 市民の関心の高い情報、市民にとって役立つ情報を情報公開請求や市民相談案件の中から選定し、ホームページ上に公表している。</p> <p>★別紙運用方針あり</p>
船橋市	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会政務調査費の収支報告書及び領収書については、船橋市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月30日条例第1号）で閲覧に関する規定を設け、船橋市情報公開条例によらず閲覧できるよう制度化されています。 船橋市議会政務調査費の交付に関する条例第9条第2項 議長は、前項の収支報告書及び領収書を閲覧に供するものとする。 ・開示された公文書は、船橋市情報公開条例（平成14年3月29日条例第7号）第28条に基づき、担当課の窓口でいつでも閲覧可能です。 <p>船橋市情報公開条例第28条 実施機関は、開示決定に基づき開示された公文書を市民に公表することができる。公表する公文書及びその方法、期間等は、実施機関が別に定める。</p>
岐阜市	<p>(1) 公文書公開請求の手段として、窓口、郵送及びFAXによる請求のほか電子メールによる請求を認めている。</p> <p>(2) 公文書の複写に係る実費手数料の納付方法を、定額小為替による納付及び納付書による納付のうち請求者の希望する方法によることを認めている。また、納付書による場合、納付した者が納付書の写し等の提示により当該納付した事実を明らかにすることができれば、本市の会計システムにおいて納付の確認をする前であっても、速やかに公文書の写しを送付するという</p>
岡崎市	<p>1 各部長の顔写真とともに各部の経営方針の公表 市長の顔写真プロフィールをHPに載せている自治体は多いですが、部長の顔写真までHPに載せている自治体は、かなり少ないかと思えます。市においては、市民が参加する各種行事や会議に部長が出席する機会が多く、また、市政の目指す方針を各部の「経営方針」という形できめ細かく市民に伝える意味から、このような取り組みを行なっています。</p> <p>2 入札契約情報の公表 入札結果についてHPで公表している自治体は多いですが、落札業者・落札金額のみでなく、予定価格、入札に参加したすべての業者の業者名・入札金額をHPで公表しています。さらに、本市では、あわせて、落札率も一目でわかるように数値で記載しております。</p> <p>3 報道発表資料の公表 市政記者クラブにて報道発表した資料は、当日の16時にHPに登載しております。なお、16時以降に発表した場合は、随時速やかにHPに登載しております。 また、報道発表資料は、市民に関心があると思われる情報を多く提供しております。報道発表件数は、他の自治体に比べかなり多いと思えます。</p> <p>4 統計情報の公表 各課ごとに保有する統計情報を各課のHPに登載するのではなく、「統計ポータルサイト」のページから、分野別、調査別、五十音別、課別のそれぞれから検索し、各種統計情報が容易に入手できるようにしてあります。 以上が、主なものです。いずれも市のHPのトップページからすぐに入れるようになっておりま</p>
岡山市	<p>岡山市では、市のホームページ上で、インターネットを通じて公文書の開示請求ができ、閲覧も同様にホームページ上でできる「e-情報公開室」という情報公開システムを運用しています。岡山市の公文書について開示請求しようとする人は、岡山市のホームページ上の「e-情報公開室」の「公文書目録検索・請求」のページから希望する文書を選択して開示を請求することができます。事前の登録等は必要ありません。</p> <p>公文書目録は、本市の文書管理システムと連動しており、文書管理システムを利用して収受、起案した文書の件名は、自動的に公文書目録に掲載されます。そして、請求の際に希望すれば、同じ「e-情報公開室」の「公文書閲覧」ページで閲覧することができます。また、これは、請求者以外の誰でも見ることができます（ただし、文書が大層なもの、大型のものについては、窓口開示となる場合があります。）。</p> <p>「公文書目録」のページで、開示請求することなく、誰でも、いつでも閲覧することができます。</p> <p>この制度は、平成15年11月から運用を開始し、平成15年度は37件、16年度は327件、17年度は114件、18年度は235件、19年度は2月19日現在で338件の請求を受けております。</p>
倉敷市	<p>開示文書や行政資料の写しの交付を原則紙で行っていますが、希望があれば、情報公開室のホームページ上の「行政資料臨時閲覧コーナー」で提供しています。</p>
高松市	<p>1 新年度予算において、主な重点取組事業に係る予算の作成状況を、事業課からの要望額および最終決定額を、市のホームページで公表している。（平成19年12月から）</p> <p>2 すべての補助金および交付金について、その名称、当初予算額、前年度予算額、交付先を平成20年度当初予算分から、市のホームページで公表する。（平成20年4月1日予定）</p>